

○宇多津町企業誘致条例

昭和60年9月24日条例第14号

改正

平成12年3月16日条例第18号
平成13年6月14日条例第14号
平成16年6月23日条例第21号
平成24年3月21日条例第9号
平成27年3月20日条例第7号
平成27年9月16日条例第13号
令和4年12月14日条例第27号

宇多津町企業誘致条例

（目的）

第1条 この条例は、町内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、大型商業施設、旅館、ホテル、観光施設又は香川県で初めて立地する施設（以下「対象施設」という。）を設置する企業又は倒産若しくは閉鎖された対象施設を再開する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地及び再開を促進し、本町における経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって住民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工の用に供する施設をいう。
- (2) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (3) 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）を開発し、又は当該工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設をいう。
- (4) 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第3項に規定する情報処理サービス業若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。
- (5) 大型商業施設 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する百貨店若しくは総合スーパー又は小売業、飲食サービス業、娯楽業など多数の店舗を有する総合スーパーに準じた施設をいう。
- (6) 観光施設 観光旅行者の利用に供される施設のうち、展望施設、遊園施設、美術館、水族館その他の遊戯又は鑑賞のための施設であって規則で定めるものをいう。
- (7) 投下固定資産額 当該対象施設の設置に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価額をいう。
- (8) 町内常用雇用者 当該対象施設の設置に伴い雇用する従業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者で、1週間の労働時間が30時間以上であり、かつ、町内に住所を有するものをいう。

（助成対象企業の指定）

第3条 町長は、企業が次の各号に掲げる要件に該当する対象施設を新設し、又は倒産若しくは閉鎖された対象施設を再開する場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の新設又は再開が本町経済の発展と町民生活の安定向上に寄与するものと認められるときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設の新設又は再開ごとに指定することができる。

- (1) 工場であって、土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上であること。
 - (2) 試験研究施設又は情報処理関連施設であって、土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上であること。
 - (3) 大型商業施設であって、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円以上のものを取得するか、又は1年以上賃借するものであること。
 - (4) 日本標準産業分類に規定する旅館又はホテルであって、土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上のものを取得するか、又は1年以上賃借するものであること。
 - (5) 観光施設として高い集客力を有する施設であって、土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上のものを取得するか、又は1年以上賃借するものであること。
 - (6) 香川県で初めて立地する施設であって、町のイメージ及び知名度を向上させ、にぎわい創出に資すると認められるもので、土地の取得価額を除く投下固定資産額及び年間賃借料の合計が1千万円以上であること。
 - (7) 前各号に掲げる施設であって、町のイメージを向上させ、地域の活性化に資するとともに、規則で定めるまちづくり会社として、継続的な事業の運営が認められるもので、土地の取得価格を除く投下固定資産額及び年間賃借料の合計が1千万円以上であること。
- 2 町長は、前項第3号、第4号又は第5号に掲げる対象施設のうち、土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円以上の施設であって、当該施設を所有する企業と営業する企業とが異なる場合においては、当該施設を所有する企業を助成措置を講ずる企業として指定することができる。
- 3 町長は、前2項の企業の指定に当たっては、その対象となるかどうかの判定を、必要に応じて規則で定める企業誘致審査会に諮問するものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定による指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。
- 5 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ指定の可否を決定するとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 6 第1項又は第2項の指定には、条件を付してすることができる。

(助成金の交付及び助成期間)

第4条 町長は、前条の指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)が、当該対象施設において営業を開始した場合、当該指定企業に対し、誘致促進助成金又は事業所再開助成金を交付することができる。

2 誘致促進助成金及び事業所再開助成金(以下「助成金」という。)の額は、別表により算定した額の範囲内とする。ただし、助成金の額の算定に当たり、同一の家屋及び償却資産に係るものについては、当該固定資産税額の金額又は賃借料の年額のいずれかを算定額とする。

3 町長は、事業所再開助成金の交付を受けようとする企業が、倒産又は閉鎖する前の当該対象施設における企業と資本又は経営主体を同じくするもの又は関連するものと判断した場合は、交付しない。ただし、誘致促進助成金の交付を受けていない企業については、この限りでない。

4 前各項に定めるもののほか、助成金の額の算定について必要な事項は規則で定める。

(指定の取り消し)

第5条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 第3条第6項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 当該対象施設における営業を廃止し、又は1年以上休止したとき。

(助成金の交付申請及び決定)

第6条 第4条の助成金を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより町長に助成金の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めた時は、助成金の交付を決定するものとする。

(環境施設等の整備)

第7条 第4条の助成金の交付を受けた企業は、当該事業所に係る環境施設、公害防止施設等の整備に努めなければならない。

(助成金交付の決定の取り消し等)

第8条 町長は、助成金の交付の決定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 第3条第6項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第5条の規定により助成対象企業の指定を取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利義務の承継)

第9条 指定企業が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、それぞれ当該各号に定める者が、この条例の規定に基づく当該指定企業の権利及び義務の承継をしようとするときは、あらかじめ町長に申請してその承認を受けなければならない。

- (1) 法人が合併等により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (2) 営業を譲渡した場合 その譲受人
- (3) 死亡した場合 その相続人

2 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行ったうえ承認の可否を決定するとともにその旨を申請者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又は当該職員に当該事業所等に立ち入り、関係帳簿等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月16日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月14日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月23日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の宇多津町企業誘致条例第3条の規定により指定された当該企業に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の宇多津町企業誘致条例第3条の規定により指定された当該企業に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月16日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の宇多津町企業誘致条例第3条の規定により指定された当該企業に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

区分	算定額
1 工場、試験研究施設、情報処理関連施設、大型商業施設、旅館、ホテル及び観光施設の誘致促進助成金	次に掲げる額の合計額 (1) 家屋及び償却資産に係る固定資産税額の金額(業務の開始の日後、最初に賦課された年度の当該年度から3年間を限度とする。) (2) 業務の開始の日から1年間ごとにおける各月末の町内常用雇用者数の平均人数に15万円を乗じて得た額(3年間で1千8百万円を限度とする。)
2 香川県で初めて立地する施設の誘致促進助成金	次に掲げる額の合計額 (1) 家屋及び償却資産に係る固定資産税額の金額(業務の開始の日後、最初に賦課された年度の当該年度から3年間を限度とする。) (2) 業務の開始の日から1年間ごとにおける各月末の町内常用雇用者数の平均人数に15万円を乗じて得た額(3年間で1千8百万円を限度とする。) (3) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額(香川県による助成額は除くものとし、かつ、町長の認めるものに限る。)の100分の50に相当する額(上限1千万円)
3 事業所再開助成金	次に掲げる額の合計額 (1) 家屋及び償却資産に係る固定資産税額の金額(業務の開始の日後、最初に賦課された年度の当該年度から3年間を限度とする。) (2) 業務の開始の日から1年間ごとにおける各月末の町内常用雇用者数の平均人数に15万円を乗じて得た額(3年間で1千8百万円を限度とする。) (3) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額(香川県による助成額は除くものとし、かつ、町長の認めるものに限る。)の100分の20に相当する額(上限2千万円)

4 地域の活性化に資するとともに、まちづくり会社の継続的な事業として認められた事業所再開助成金	1 事業の開始の日から1年間(次に掲げる額の合計額) (1) 家屋及び償却資産に係る投下固定資産額(業務の開始の日前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に100分の50を乗じて得た額以内(3年間で2千万円を限度とする。以下同じ。) (2) 業務の開始の日から1年間における各月末の町内常用雇用者数の平均人数に10万円を乗じて得た額(3年間で1千5百万円を限度とする。以下同じ。) (3) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額(香川県による助成額は除くものとし、かつ、町長の認めるものに限る。)の100分の50に相当する額以内(3年間で2千万円を限度とする。以下同じ。) 2 事業の開始から1年を経過した場合(次に掲げる額の合計額) (1) 家屋及び償却資産に係る投下固定資産額(業務の開始の日後1年を経過した日の翌日から業務の開始の日後2年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に100分の50を乗じて得た額以内 (2) 業務の開始の日後1年を経過した日の翌日から業務の開始の日後2年を経過する日までの期間における各月末の町内常用雇用者数の平均人数に10万円を乗じて得た額 (3) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額(香川県による助成額は除くものとし、かつ、町長の認めるものに限る。)の100分の50に相当する額以内 3 事業の開始から2年を経過した場合(次に掲げる額の合計額) (1) 家屋及び償却資産に係る投下固定資産額(業務の開始の日後2年を経過した日の翌日から業務の開始の日後3年を経過する日までの間に取得したものに限る。)に100分の50を乗じて得た額以内 (2) 業務の開始の日後2年を経過した日の翌日から業務の開始の日後3年を経過する日までの期間における各月末の町内常用雇用者数の平均人数に10万円を乗じて得た額 (3) 家屋及び償却資産に係る賃借料の年額(香川県による助成額は除くものとし、かつ、町長の認めるものに限る。)の100分の50に相当する額以内
--	---